

## 小樽市が使用する封筒に係る掲載広告募集要領

小樽市が使用する封筒（令和6年度発注分）に有料広告を掲載していただける企業・団体等を次のとおり募集します。

### 1 広告媒体

小樽市が令和6年度に発注する封筒

- ① 角形2号封筒 ② 長形3号封筒

### 2 掲載位置及び封筒の大きさ

- (1) 位置 各封筒表面（イメージ図のとおり）

- (2) 大きさ等 ① 1 枠当たり 縦12.0cm×横11.0cm

- ② 1 枠当たり 縦10.0cm×横 4.0cm

（上記用紙の左上に縦0.5cm×横1.0cm程度の大ききさで「広告」と表示すること。また、右下に縦0.5cm×横2.0cm程度の大ききさで「令和6年9月1日現在」と表示すること。）

- (3) 印刷仕様 ①角形2号封筒 ②長形3号封筒

再生紙を使用したカラー封筒（スカイ（グレーに近い青色））  
刷色：1色（藍色）

- (4) 紙の厚さ ①角形2号封筒：85g/m<sup>2</sup> ②長形3号封筒：70g/m<sup>2</sup>

### 3 募集枠数 ①2枠 ②1枠

### 4 発行予定枚数

- ① 44, 600枚 ② 46, 300枚（概ね1～2年程度で使用）

### 5 使用用途

本封筒は、市が文書を郵送する際などに使用するものです。小樽市民をはじめ、市外の方も目にする機会のある封筒です。

### 6 申込者及び掲載広告の範囲 別紙のとおり

### 7 申込期間 令和6年9月11日（水）～ 令和6年9月24日（火）

### 8 応募方法

次の書類を応募期間内に「小樽市財政部契約管財課契約審査グループ」宛てに郵送又は持参により提出すること（締切当日の消印有効）。

持参の場合の受付時間...平日の午前9時00分から午後5時20分まで

- (1) 広告掲載申込書
- (2) 登記事項証明書（写しでも可）又は定款
- (3) 掲載を希望する広告案（素案でも可）
- (4) 市町村税に滞納がないことの証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの）※小樽市競争入札参加資格登録をされていない場合のみ提出

9 最低申込価格（広告掲載料）

- ① 99,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- ② 88,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 広告内容の留意事項

- ・「小樽市が発注する封筒（指定物品）に係る広告掲載要綱」に準ずるものとします。
- ・広告には、必ず「**広告**」の表示をし、市が広告主の応援や、特定の商品を推奨しているような印象を与えないよう配慮してください。
- ・広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、市は一切の責任を負わないものとします。

11 その他

- ・一事業者が複数の広告枠に申込みできます。
- ・最も高い申込価格の申込者が複数いる場合は、抽選により広告主を決定します。
- ・広告掲載決定は令和6年10月上旬、印刷原稿提出及び掲載料納付期限は令和6年10月上～中旬を予定しています。
- ・この仕様に記載のない事項については、双方の協議の上決定することとします。

12 提出(問合せ)先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市財政部契約管財課契約審査グループ

電話 (0134)32-4111 内線 239

(別 紙)

**【掲載広告の範囲】**

広告の内容が次のいずれかに該当するものは、掲載できません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの
- (5) 宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義又は主張に当たるもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (9) その他広告として掲載することが不相当であると市長が認めるもの

**【規制業種又は事業者】**

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及びこれに類似する事業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員が行う事業
- (3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)又は会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (5) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条に規定するインターネット異性紹介事業
- (6) 違法又は不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (7) 市税を滞納している事業者
- (8) その他広告を掲載することが不相当であると市長が認める業種又は事業者

イメージ図

① 角 2 封筒表面

(表面下部の点線内 1 枠当たり縦 12.0cm×横 11.0cm 2 枠)

□□□-□□□□

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

小樽市〇〇部〇〇課  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
TEL 0134-〇〇-〇〇〇〇 担当 \_\_\_\_\_

〇.〇.〇現在

〇.〇.〇現在

② 長 3 封筒表面 (表面左上の点線枠内 縦 10.0cm×横 4.0cm 1 枠)

〇.〇.〇現在

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

小樽市〇〇部〇〇課  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
TEL 0134-〇〇-〇〇〇〇 担当 \_\_\_\_\_

〇.〇.〇現在

□  
□  
□  
□  
□  
□  
□